この薬局は

「保険薬局」

です



当薬局は厚生労働大臣が定める基準による調剤を行っている「保険薬局」です。

「保険薬局」とは薬剤師が健康保険を使って調剤を行ったり、一般薬を販売（一般薬には健康保険は使えません）をしている薬局のことです。

ドレミ薬局

開局時間のご案内

保険薬局

月火水金　9:00-18:30

木　9:00-17:00

土　9:00-12:30

日・祝日　休み

●夜間・休日等加算の対象時間
平日19:00-閉店まで　土曜日13:00-閉店まで
＜休日扱い＞　1月2-3日　12月29-31日

時間外加算 18:30-22:00 6:00-8:00　深夜加算 22:00-6:00
休日加算　日曜日・祝日・年末年始（12月29日-翌年1月3日）

休日当番薬局
広島県薬剤師会HP参照

緊急連絡先（転送電話）080-8985-9020

薬局の管理および運営は以下のとおりです

許可区分|薬局

開設者
株式会社 ネクサス
代表取締役 川上慶彰

取り扱う一般用医薬品
要指導医薬品
第一類医薬品
指定第二類医薬品
第二類医薬品
第三類医薬品
指定濫用防止医薬品

管理薬剤師
金廣直子

勤務する薬剤師（保管・陳列・販売・情報提供・相談）
金廣直子、浅野日向子、花田菜摘、大久保弥生
土谷茉瑚、江本基樹

勤務する登録販売者（販売・情報提供・相談）

薬剤師
名札に氏名及び「薬剤師」記載、白色白衣
管理栄養士
名札に氏名及び「管理栄養士」記載、青色白衣
総合事務職
名札に氏名及び「総合事務職」記載、青色白衣

営業時間
9:00-18:30（月火水金）
9:00-17:00（木）
9:00-12:30（土）
休日：日・祝
医薬品の購入または譲り受けの申し込みを受理する時間は上記営業時間とする

営業時間外の相談時間
携帯電話にて対応
080-8985-9020

薬局の名称・許可番号・許可年月日・所在地・有効期間
薬局開設許可証（別掲）を参照

調剤管理料及び服薬管理指導料に関する事項

当薬局では、患者さまごとに作成した薬剤服用歴などをもとに、以下のサービスを提供しています。

・重複投薬、相互作用、薬物アレルギーの確認

処方された薬について、重複投薬や薬の相互作用、薬物アレルギーを確認した上で、薬剤情報提供文書を通じて情報を提供し、基本的説明を行っています。

・服薬状況の確認と説明

薬剤服用歴を参照しながら、患者さまの服薬状況や体調の変化、残薬の状況などを把握し、処方された薬の適正使用のために必要な説明を行っています。

・継続的なフォローアップ

薬剤交付後も、患者さまの服薬状況や体調の変化を継続的に確認し、必要に応じて指導を行っています。



薬剤服用歴の活用について

お薬を安心・安全にご利用いただくために薬剤服用歴を活用しています。薬剤服用歴に基づき、お薬の服用に関することや市販薬との飲み合わせについて説明し、薬剤服用歴に記録します。

施設基準の届出

調剤基本料1・・・・・・・・・・・・・　47点
地域支援・医薬品供給対応体制加算3・・　67点
連携強化加算・・・・・・・・・・・・・　5点
ベースアップ評価料・・・・・・・・・・　4点
電子的調剤情報連携体制整備加算・・・・　8点
在宅患者訪問薬剤管理指導料＊
在宅薬学総合体制加算1　・・・・・・・　30点
バイオ後続品調剤体制加算・・・・・・　50点

（＊調剤報酬点数表参照）

取り扱う一般用医薬品や副作用救済制度の案内です

分類と外箱表示※ ※その他表示事項については関係法規による		定　義	陳列方法	情報提供	対応する専門家	相談への対応
薬局製造販売医薬品		薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもって製造し、当該薬局において直接消費者に販売し、又は授与する医薬品。具体的な品目は、厚生労働省が通知（薬局製剤指針）で定めています	調剤室又は販売時に薬剤師による対面での情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します	書面等を用いて、適正使用のため必要な情報の提供を行います	薬剤師	相談に応じて、適正使用のため必要な情報を提供します
要指導医薬品		副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要で、新しく市販された成分等を含むもの	販売時に薬剤師による対面での情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します			
一般用医薬品	第一類医薬品	副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要なもの（要指導医薬品を除く）	販売時に薬剤師による情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します			
	指定第二類医薬品 第二類医薬品	副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品（要指導医薬品、第一類医薬品を除く） **注）指定第二類医薬品は、第二類医薬品のうち、特別の注意を要する医薬品です** **『してはいけないこと』の確認をおこない、使用について薬剤師や登録販売者にご相談ください**	第一類医薬品と同様、販売時に情報提供を行う機会を確保しやすいよう、情報提供を行う場所（7m以内）に陳列します	適正な使用のため必要な情報提供に努めます	薬剤師 または 登録販売者	
	第三類医薬品	第一類医薬品及び第二類医薬品以外の一般用医薬品	法令では直接手に取ることができる陳列でもよいとされていますが、当薬局では、情報提供を行いやすい場所に陳列します			
指定濫用防止医薬品		濫用した場合に中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚を生ずるおそれがあり、その防止を図る必要がある医薬品として厚労大臣が薬事審議会の意見を聴いて指定する医薬品	販売時に必要な確認と情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します	要指導医薬品等それぞれ定められている事項のほか、指定濫用防止医薬品の濫用した場合における保健衛生上の危害の発生のおそれがある旨を書面等を用いて適正使用のため必要な情報の提供を行います		

健康被害救済制度

医薬品の副作用等による健康被害を受けられた方の救済制度です

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構　TEL 0120-149-931

医薬品の安全使用のために症状等の情報をお伺いさせていただくことがあります。個人情報は個人情報保護法等に基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用以外の目的で利用はしません。

苦情相談窓口

広島県薬剤師会 082-262-8931

広島県薬務課　082-228-2111

広島市保健所 衛生環境課

082-241-1585

訪問薬剤管理指導に関するご案内



在宅で療養中で通院が困難な場合、調剤後お宅を訪問して薬剤服薬指導および管理のお手伝いをさせていただくことができます。短期のご利用も可能です。
ご希望される場合はお申し出てください。（医師の了解と指示が必要です）

介護保険の方

居宅療養管理指導および
介護予防居宅療養管理指導

同一建物居住者以外
518単位/回

同一建物居住者
379単位/回（2－9人）
342単位/回（10人以上）

1単位=10円　10単位=10円（1割負担）30円（3割負担）自己負担率や厚生労働省が定める地域により金額が異なることがあります。

医療保険の方

在宅患者訪問薬剤管理指導

同一建物居住者以外
650点/回

同一建物居住者
320点/回（2－9人）
290点/回（10人以上）

1点=10円　10点=10円（1割負担）30円（3割負担）自己負担率により金額が変わります。麻薬の調剤や緊急対応、オンライン服薬指導等で点数が異なります。

ドレミ薬局　　管理薬剤師　金廣直子
広島県知事指定介護保険事業所　第3440244634号

TEL 082-516-5321
FAX 082-516-5323
緊急時　080-8985-9020（24時間対応）

地域に貢献する薬局になるためにしていること



開局時間

平日：8時間以上
土日：一定時間
週：45時間以上



医薬品備蓄

1200品目以上の医薬品を備蓄しています。



プライバシー

プライバシーに配慮した構造です。



かかりつけ薬剤師

身近な健康の相談役である「かかりつけ薬剤師・薬局」を持ちましょう。



情報収集

インターネットを通じた情報収集と周知（PMDAメディナビなど）を行っています。



研修

調剤従事者の資質向上を図るため、定期的な研修・学会などで研究発表を行っています。



対応

24時間調剤及び在宅業務に対応。地方公共団体等に周知を行っています。



在宅

在宅業務体制の整備と実績を有しています。医療機関、訪問看護ステーションとの連携が可能です。



麻薬

麻薬小売業者の免許を受けています。



健康相談

健康相談を行っています。
一般用医薬品の販売や医療機関への受診を勧奨しています。



後発医薬品/バイオ後続品

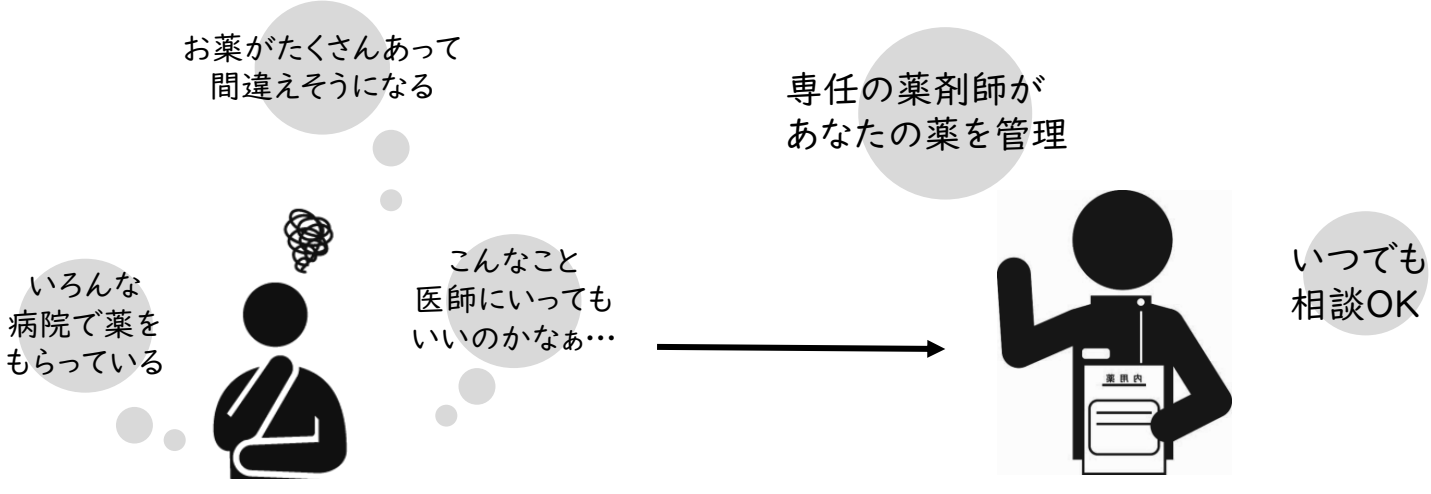
適正な医療費で持続可能な医療制度の維持のため・未来のために推奨しています。



副作用報告

健康被害などを防止した事例の収集と副作用報告に係る手順書と報告する体制を整備。

お薬のことで困ったらかかりつけ薬剤師におまかせください



担当薬剤師を指名してください。次回から専任のかかりつけ薬剤師が担当いたします。

保険薬剤師として3年以上の薬局勤務経験があり、当薬局に週31時間以上勤務しています（育児・介護など労働時間短縮の場合は週24時間4日間以上）。薬剤師認定制度認証機構が認証している研修認定制度等の研修認定を取得し、医療に係る地域活動の取組に参画しています。

調剤だけでなくおくすり相談や
健康チェックも行っています

おくすり相談



健康チェック



日頃よりご利用いただいている皆さま、ご近所の皆さまのお薬相談や健康チェックを行います。お気軽にお越しください。
また、全国どこの保険医療機関からの処方せんも対応しています。

当薬局では適正な医療費で持続可能な医療制度の維持や未来のために、ジェネリック医薬品やバイオ後続品（バイオシミラー）の調剤を積極的に行っています。

変更を希望される方は薬剤師にご相談ください。



バイオシミラーとは、バイオ医薬品の特許が切れた後に、他の製薬会社から発売される薬です。
先行バイオ医薬品と同等、同質の品質、安全性、有効性を有する医薬品です。

＜バイオシミラー、バイオ医薬品が使われている病気の例＞
　がん、糖尿病、関節リウマチ、腎性貧血、
低身長、クローン病、潰瘍性大腸炎、
加齢黄斑変性など



電子的調剤情報の連携を推進しています

当薬局では患者さんに質の高い医療を提供するために、電子的調剤情報を積極的に活用しています。
具体的には、以下の取り組みを行っています。

1. オンライン資格確認等システムの活用

オンライン資格確認等システムを通じて、患者さんの診療情報や薬剤情報等を取得し、調剤や服薬指導に活用しています。

2. マイナンバーカードの健康保険証（マイナ保険証）利用の促進

マイナンバーカードの健康保険証（マイナ保険証）利用を促進することで、患者さんの負担軽減と医療情報の効率的な共有を目指しています。

3. 電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスの活用

電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用することで、医療機関との連携を強化し、よりスムーズな医療提供を実現しています。

オンライン資格確認の個人情報の利用目的は、「審査支払機関又は保険者への照会」のみであり、本人の同意なく他の目的に利用することはできません。



連携強化加算に関する事項

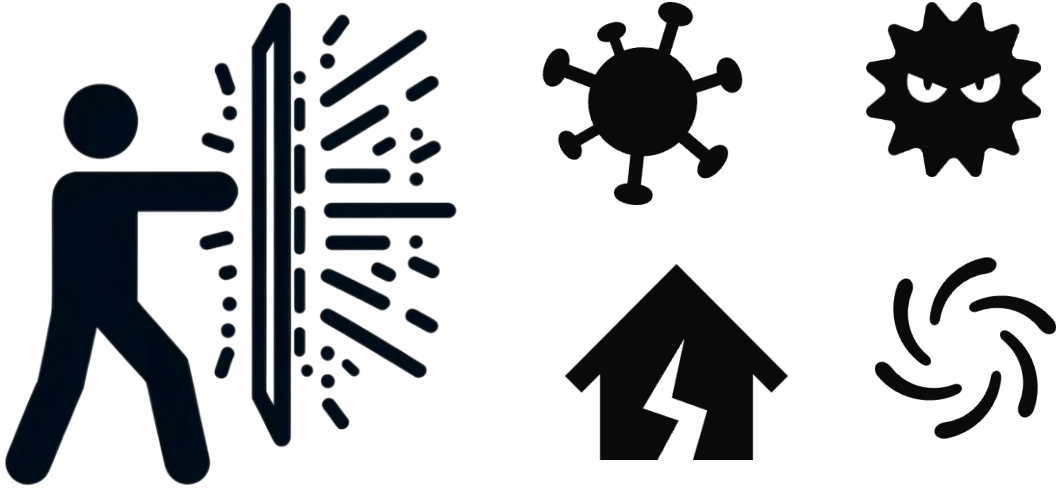
当薬局は以下の基準を満たしています。

・ 第二種指定医療機関の指定
・ 感染症や災害発生時の体制整備および周知
・感染症や災害発生時の手順書作成および職員との共有
・被害状況に応じた研修および地域協議会、研修、訓練等への参加計画・実施
・被害状況に応じた医薬品、衛生材料、検査キット等の整備および提供体制の整備
・自治体からの要請に応じた人員派遣の協力体制の整備
・オンライン服薬指導およびセキュリティ対策の整備
・要指導医薬品・一般用医薬品・検査キットの取り扱い

オンライン服薬指導に関する事項

1.時間
　オンライン服薬指導は予約制です。
2.方法
　つながる薬局、ソクヤクなど
3.薬剤の配送方法
　オンライン服薬指導後に、配送業者によりお届けします。
　品質の保持に注意を要する薬剤、厳格な管理を要する薬剤等については、
　配送料を徴収して薬局の従事者が届ける。あるいは患者又はその家族
　等に来局を求める等を依頼することがあります。
4・費用の支払い方法
　代金引換サービス、クレジットカード決済など

感染・災害発生時に対応できる体制を備えています



当薬局は、皆様の健康を守るため、災害や新しい感染症が発生した際にも迅速に対応できる体制を備えています。

他の薬局や病院、行政機関と連携し、災害や緊急時でも安心して薬を受け取れる仕組みを維持します。

保険対象外の費用についてのお知らせ

当薬局では療養給付と直接関係のない以下の項目においては、
実費で負担をお願いしています。ご了承ください。

■薬剤に関する費用について



薬剤の容器代

点眼容器　50円（税込）
点鼻容器　50円（税込）
水剤容器　50円（税込）全サイズ30mL～500mL
軟膏容器　50円（税込）全サイズ10g～100ｇ

＊容器の種類、サイズに関係なく1個50円としています。
また容器（容量サイズ）の在庫は変更する場合があります。

■長期収載品の選定療養について

2024年10月1日より、一定の条件を満たす長期収載品（特許期間を終了した医薬品）を選択した場合、従来の自己負担に加え、「選定療養費」の負担が発生します。更に2026年6月1日より、自己負担が変更になりました。

長期収載品の選定療養

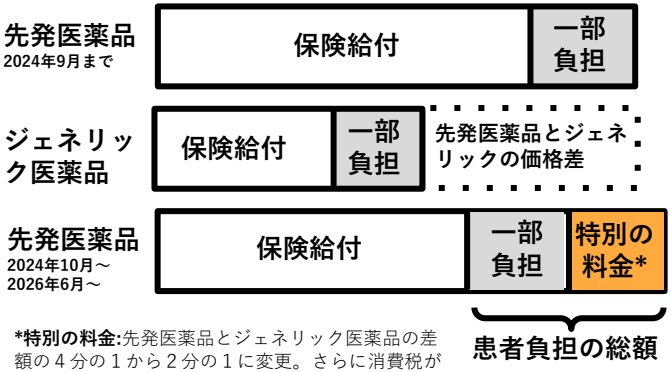
医薬品の自己負担が変更になります（2026年6月から）

長期収載品の選定療養ってなに？

患者さんが先発医薬品（長期収載品）を選択する場合、**価格差の一部を自己負担**いただきます。医療上の理由がない限り、先発医薬品を選択される場合は「**特別の料金**」+**消費税**をご負担いただきます。

なお、この料金は**薬局の収入を増やすためのものではなく**、医療保険財政の改善を目的としています。

※医師や薬剤師が判断したり、供給が不安定な品目は対象外となります。
※生活保護受給者の方は、医師が医学的な理由から必要と判断した場合を除き、原則としてジェネリック医薬品を選んでいただくことになります。
※薬剤料以外の費用は、これまでと同じです。

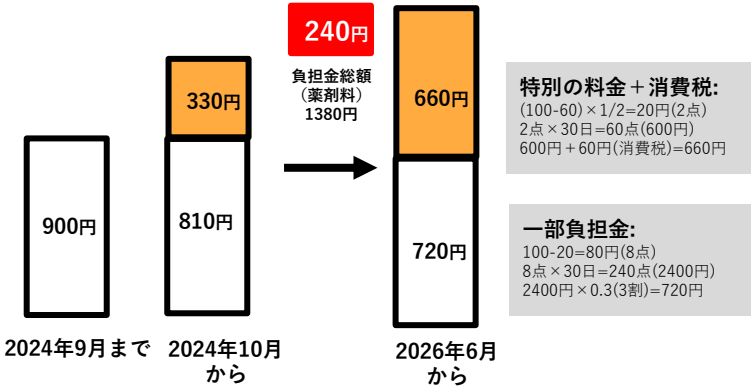


***特別の料金:**先発医薬品とジェネリック医薬品の差額の４分の１から２分の１に変更。さらに消費税が追加されます。

どのくらい高くなるの？

先発医薬品とジェネリックの差額の２分の1に消費税を加えた額が特別料金となり、これに一部負担金が加わります。例えば、差額40円の場合、20円が特別料金となり、消費税も加算されます。自己負担額の計算は個々で異なり、複雑です。詳しくは、かかりつけの薬局にご確認ください。

先発医薬品（1錠100円）、ジェネリック（1錠60円）
1日1錠、30日分処方　３割負担の場合



個別の調剤報酬の算定項目の分かる
明細書の発行について



当薬局では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に勧めていく観点から、領収書発行の際に、「個別の調剤報酬の算定項目が分かる明細書」を無料で発行しております。

明細書の発行を希望されない場合は事前に申し出てください。
※平成30年より公費負担医療で自己負担が発生しない患者についても明細書の発行が義務付けられております

私たちの個人情報への基本的な考え方です

当薬局は、「個人情報の保護に関する法律」（以下、「個人情報保護法」）および「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（厚生労働省策定。以下、「ガイドライン」）を遵守し、良質な薬局サービスを提供するために、皆様の個人情報を適切かつ万全の体制で取り扱います。 当薬局は、皆様の個人情報を適切に取り扱うために次の事項を実施します。

- 個人情報保護法およびガイドラインをはじめ関連する法令を遵守します。
- 個人情報の取扱いに関するルール（運用管理規定）を策定し、個人情報取扱責任者を定めるとともに、従業員全員で遵守します。
- 個人情報の適切な保管のために安全管理措置をし、漏洩・滅失・棄損の防止に努めます。
- 個人情報を適切に取り扱っていることを定期的に確認し問題が認められた場合には、これを改善します。
- 個人情報の取得にあたっては、あらかじめ利用目的を明示し、その目的以外には使用しません。ただし、本人の了解を得ている場合、法令に基づく場合、個人を識別できないよう匿名化した場合などは除きます。
- 業務を委託する場合は、委託先に対し、当薬局の基本方針を十分理解の上で取り扱うよう求めるとともに、必要な監督・改善措置に努めます。
- 個人情報の取扱いに関する相談体制を整備し、適切かつ迅速に対応します。
- 当薬局は、次の事項についてご本人から申し出があった場合、適切かつ迅速に対応します。

 ・個人情報の利用目的に同意しがたい場合

 ・個人情報の開示、訂正、利用停止など（法令により応じられない場合を除く）

 ・個人情報が漏洩・滅失・棄損した場合、または、その可能性が疑われる場合

 ・その他、個人情報の取扱い

皆さまの個人情報を適切に取り扱っています

当薬局では、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、当薬局の個人情報保護に関する基本方針にもとづいて、常に皆様の個人情報を適切に取り扱っています。個人情報の取扱いについて、ご不明な点や疑問などがございましたら、お気軽にお問い合わせください。

当薬局は、個人情報を下記の目的達成に必要な範囲で利用いたします

- 当薬局における調剤サービスの提供や業務の維持・改善のための基礎資料
- 医薬品を安全に使用していただくために必要な事項の把握（副作用歴、既往歴、アレルギー、体質、併用薬、ご住所や緊急時の連絡先など）、家族などへの薬に関する説明
- 病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者などとの必要な連携・照会への回答
- 医療保険事務（審査支払機関への調剤報酬明細書の提出、審査支払機関または保険者からの照会への回答など
- 薬剤師賠償責任保険などに係る保険会社、弁護士への相談または届出など
- 当薬局内で行う薬剤師・医療事務等の教育・研修、薬学生の薬局実務実習
- 外部監査機関への情報提供
- 学会・学術誌等への発表・報告（学会、研究会、学術誌等で発表、報告する場合、個人を特定できないように匿名化いたします。匿名化が困難な場合は、ご本人の同意をいただきます。）
- 上記以外に、個別に利用目的を明示した場合においては、その利用目的の達成のため

当薬局の業務の一部を外部に委託することがありますが、十分な個人情報の保護水準を満たしている委託先を選定するとともに、委託先に対しては必要かつ適切な監督を行い契約等にて個人情報の保護水準を担保します。

ご提供いただいた個人情報は下記に該当する場合を除き、第三者に開示することはありません。

- ご利用者から同意をいただいたとき
- 当社との秘密保持契約を締結の業務委託先に必要な範囲で開示する場合

取扱い公費負担医療

戦傷病者特別援護法→生活保護法による医療扶助・更生医療

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律→認定疾病医療・一般疾病医療費

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律→結核患者の適正医療

障害者自立支援法→精神通院医療・更生医療・育成医療

児童福祉法→療育の給付・障害児施設医療・児童福祉法の措置等に係る医療

母子保健法による養育医療

特定疾患治療費及び先天性血液凝固因子障害等治療費

小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療の給付

石綿による健康被害の救済に関する法律による医療費の支給

生活保護法による医療扶助

広島県肝炎治療特別促進事業

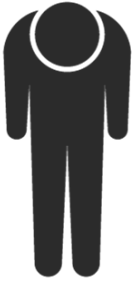
難病の患者に対する医療等に関する法律



患者さんへのお願い

ー医薬品の供給が難しくなっていますー

一部の医薬品について、十分な供給が難しい状況が続いています。
薬の製造上の問題、需要の増加など、複数の問題が複雑に絡み合い、流通が逼迫していることが原因です。



状況によっては医師に確認の上、以下の変更を行う必要が生じるため、調剤にお時間をいただく場合がございます。

- **同一成分・同一薬効薬への変更**
- **処方日数の変更**

ご理解・ご協力をお願いいたします。

当薬局では必要な医薬品を確保するため

薬局間の医薬品の融通・医療機関との情報共有に努めています。

指定居宅療養管理指導事業者
指定介護予防居宅療養管理指導事業者　運営規程

事業の目的

第１条

1. ドレミ薬局（以下、「当薬局」）（指定居宅サービス事業者）が行う居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導等」という。）の業務の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、当薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

2. 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

運営の方針

第２条

1. 要介護者または要支援者（以下、「利用者」という）の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

2. 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

3. 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。

 - 保険薬局であること。
 - 在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること。
 - 麻薬小売業者としての許可を取得していること。
 - 利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。
 - 居宅療養管理指導等サービスの提供に必要な設備および備品を備えていること。

従業者の職種、員数

第３条

1. 従業者について

 - 居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置する。
 - 従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。
 - 従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。

2. 管理者について

- 常勤の管理者１名を配置する。但し、業務に支障がない限り、当薬局の管理者との兼務を可とする。

職務の内容

第４条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の提供に当たっては、医師および歯科医師の交付する処方せんの指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が要介護者のＡＤＬやＱＯＬに及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。
2. 訪問等により行った居宅療養管理指導等の内容は、速やかに記録を作成するとともに、処方医等および必要に応じ介護支援専門員、他のサービス事業者に報告する。

営業日および営業時間

第５条

1. 原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。但し、国民の祝祭日、年末年始（12 月 29 日-1 月 3 日）を除く。
2. 通常、月火水金曜日の 9:00-18:30、木曜日の 9：00-17：00、土曜日の 9:00-12：30 とする。
3. 利用者には、営業時間外の連絡先も掲示する。

通常の事業の実施地域

第６条

1. 通常の実施地域は、中区、西区の区域とする。

指定居宅療養管理指導等の内容

第７条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の主な内容は、次の通りとする。

- 処方せんによる調剤（患者の状態に合わせた調剤上の工夫）
- 薬剤服用歴の管理
- 薬剤等の居宅への配送
- 居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
- 使用薬剤の有効性に関するモニタリング
- 薬剤の重複投与、相互作用等の回避
- 副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
- ＡＤＬ、ＱＯＬ等に及ぼす使用薬剤の影響確認

- 使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
- 麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価
- 病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導
- 患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
- 在宅医療機器、用具、材料等の供給
- 在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
- その他、必要事項（不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等）

利用料その他の費用の額

第８条

1. 利用料については、介護報酬の告示上の額とする。
2. 利用料については、居宅療養管理指導等の実施前に、予め利用者またはその家族にサービスの内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。

緊急時等における対応方法

第９条

居宅療養管理指導等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。

その他運営に関する重要事項

第 10 条

1. 当薬局は、社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができうる業務態勢を整備する。
2. 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
5. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、当薬局と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

本規程は令和 7 年 1 月 20 日改訂より施行する。

調剤報酬点数表（令和8年6月1日施行）

第１節　調剤技術料

令和８年３月31日、日本薬剤師会作成

項目	届出	主な要件、算定上限	点数
調剤基本料		処方箋受付1回につき	注1)妥結率50%以下などは▲50%で算定 注2)異なる保険医療機関の複数処方箋の同時受付、1枚目以外は▲20%で算定
① 調剤基本料１	○	②～⑤以外、または 医療資源の少ない地域に所在する保険薬局	47点
② 調剤基本料２	○	処方箋受付回数および集中率が、次のいずれかに該当する保険薬局 ・月4,000回超、集中率70%超 ・月600回超～4,000回以下、集中率85%超 （ただし、月600回超～1,800回以下は都市部の新規保険薬局が対象） ・特定の保険医療機関に係る処方箋が月4,000回超 ※1. 保険薬局と同一建物内の複数保険医療機関の受付回数は合算 ※2. 同一グループの他の保険薬局で集中率が最も高い保険医療機関が同一の場合は、当該処方箋受付回数を含む	30点
③ 調剤基本料３	○	同一グループの保険薬局の処方箋受付回数の合計および各施設の集中率が、次のいずれかに該当する保険薬局 イ）・月3.5万回超～40万回以下、集中率85%超 ・月3.5万回超～40万回以下、特定の保険医療機関と不動産賃貸借取引あり ロ）・月40万回超、集中率85%超 ・月40万回超、特定の保険医療機関と不動産賃貸借取引あり ハ）・月40万回超、集中率85%以下	イ）25点 ロ）20点 ハ）37点
④ 特別調剤基本料Ａ	○	保険医療機関と特別な関係（同一敷地内）＆集中率50%超の保険薬局 ※1. 地域支援体制加算・後発医薬品調剤体制加算等は▲90%で算定 ※2. 薬学管理料に属する項目（一部を除く）は算定不可 ※3. 1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料は▲10%で算定	5点
⑤ 特別調剤基本料Ｂ	－	調剤基本料に係る届出を行っていない保険薬局 ※1. 調剤基本料の各種加算および薬学管理料に属する項目は算定不可 ※2. 1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料は▲10%で算定	3点
分割調剤（長期保存の困難性等）		1分割調剤につき（1処方箋の2回目以降）	5点
〃　（後発医薬品の試用）		1分割調剤につき（1処方箋の2回目のみ）	5点
地域支援・医薬品供給対応体制加算１	○	医薬品の安定供給体制の確保、後発医薬品の調剤数量が85%以上	27点
地域支援・医薬品供給対応体制加算２		調剤基本料１の保険薬局、基本体制＋必須1＋選択2以上	59点
地域支援・医薬品供給対応体制加算３		調剤基本料１の保険薬局、基本体制＋選択7以上	67点
地域支援・医薬品供給対応体制加算４		調剤基本料１以外の保険薬局、基本体制＋必須2＋選択1以上	37点
地域支援・医薬品供給対応体制加算５		調剤基本料１以外の保険薬局、基本体制＋選択7以上	59点
連携強化加算	○	災害・新興感染症発生時等の対応体制	5点
バイオ後続品調剤体制加算	○	バイオ後続品の積極的調剤の掲示、バイオ後続品の調剤	50点
後発医薬品減算	－	後発医薬品の調剤数量が50%以下、月600回以下の保険薬局を除く	▲5点
在宅薬学総合体制加算１	○	在宅患者訪問薬剤管理指導料等48回以上、緊急時等対応、医療・衛生材料等	30点
在宅薬学総合体制加算２		同加算１の算定要件、在宅患者への高度な薬学的管理・指導体制および十分な実績	単一建物患者 100点、 それ以外 50点
電子的調剤情報連携体制整備加算	○	電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 30%以上、月1回まで	8点
門前薬局等立地依存減算	－	都市部の保険薬局が多数の地域、または、医療モール。既存薬局は除く。	▲15点
薬剤調製料			
内服薬		1剤につき、3剤分まで	24点
屯服薬			21点
浸煎薬		1調剤につき、3調剤分まで	190点
湯薬		1調剤につき、3調剤分まで	7日分以下 190点 8日分以上 10点／1日分 29日分以上 400点
注射薬			26点
外用薬		1調剤につき、3調剤分まで	10点
内服用滴剤		1調剤につき	10点
無菌製剤処理加算	○	1日につき ※注射薬のみ	
中心静脈栄養法用輸液		2以上の注射薬を混合	69点（15歳未満 237点）
抗悪性腫瘍剤		2以上の注射薬を混合（生理食塩水等で希釈する場合を含む）	79点（15歳未満 147点）
麻薬		麻薬を含む2以上の注射薬を混合（ 〃 ）または 原液を無菌的に充填	69点（15歳未満 137点）
麻薬等加算（麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒薬）		1調剤につき	麻薬 70点、麻薬以外 8点
自家製剤加算（内服薬）		1調剤につき	
錠剤、丸剤、ｶﾌﾟｾﾙ剤、散剤、顆粒剤、ｴｷｽ剤		錠剤を分割した場合は20/100に相当する点数を算定	7日分につき 20点
液剤			45点
自家製剤加算（屯服薬）		1調剤につき	
錠剤、丸剤、ｶﾌﾟｾﾙ剤、散剤、顆粒剤、ｴｷｽ剤			90点
液剤			45点
自家製剤加算（外用薬）		1調剤につき	
錠剤、ﾄﾛｰﾁ剤、軟・硬膏剤、ﾊﾟｯﾌﾟ剤、ﾘﾆﾒﾝﾄ剤、坐剤			90点
点眼剤、点鼻・点耳剤、浣腸剤			75点
液剤			45点
計量混合調剤加算		1調剤につき ※内服薬・屯服薬・外用薬	
液剤			35点
散剤、顆粒剤			45点
軟・硬膏剤			80点
時間外等加算（時間外、休日、深夜）		基礎額＝調剤基本料（加算含）＋薬剤調製料＋無菌製剤処理加算＋調剤管理料	基礎額の100%（時間外）、140%（休日）、200%（深夜）
夜間・休日等加算		処方箋受付1回につき	40点

第２節　薬学管理料

項目	届出	主な要件、算定上限	点数
調剤管理料		処方箋受付1回につき、薬剤服用歴の記録・管理	
① 内服薬		1剤につき、3剤分まで	27日分以下 10点、 28日分以上 60点
② 内服薬以外			10点
調剤時残薬調整加算		7日分以上の残薬調整	在宅処方前提案反映・処方後日数変更、かかりつけ薬剤師 50点 それ以外 30点
薬学的有害事象等防止加算		処方変更あり	在宅処方前提案反映・処方後処方変更、かかりつけ薬剤師 50点 それ以外 30点
服薬管理指導料		処方箋受付1回につき、薬剤情報提供・服薬指導	
① 通常（②・③以外）	(○)	イ）3カ月以内の再調剤（手帳による薬剤情報提供を含む）	かかりつけ薬剤師・それ以外 45点
	(○)	ロ）3カ月以内の再調剤以外	かかりつけ薬剤師・それ以外 59点
② 介護老人福祉施設等入所者		ショートステイ等の利用者も対象、オンラインによる場合含む。月4回まで	45点
③ 情報通信機器を使用（オンライン）		イ）3カ月以内の再調剤（手帳による薬剤情報提供を含む）	45点
		ロ）在宅患者	59点
		ハ）在宅患者で患者の状態の急変等に伴い行った場合	59点
		ニ）イ・ロ・ハ以外	
麻薬管理指導加算		投与された麻薬の服用状況、残薬状況および保管状況について確認、必要な指導等	22点
特定薬剤管理指導加算１		厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品	新たに処方 10点、指導の必要 5点
特定薬剤管理指導加算２	○	抗悪性腫瘍剤の注射＆悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで	100点
特定薬剤管理指導加算３		イ）医薬品リスク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで	5点
		ロ）選定療養に係る選択・バイオ後続品の説明、対象薬の最初の処方時1回まで	10点
乳幼児服薬指導加算		6歳未満の乳幼児	12点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	350点
吸入薬指導加算		吸入薬の処方患者（喘息、慢性閉塞性肺疾患、インフルエンザ）、6月に1回まで	30点
かかりつけ薬剤師フォローアップ加算		かかりつけ薬剤師による服薬期間中の患者フォロー、3月に1回まで	50点
かかりつけ薬剤師訪問加算		かかりつけ薬剤師が患家を訪問して残薬整理、服薬管理指導など、6月に1回まで	230点
服薬管理指導料（特例）	－	3カ月以内の再調剤のうち手帳の活用実績が50%以下、加算は算定不可	13点
外来服薬支援料１		月1回まで	185点
外来服薬支援料２		一包化支援、内服薬のみ	34点／7日分、43日分以上 240点
施設連携加算		入所中の患者を訪問、施設職員と協働した服薬管理・支援、月1回まで	50点
服用薬剤調整支援料１		内服薬6種類以上→2種類以上減少、月1回まで	125点
服用薬剤調整支援料２		複数の医療機関から内服薬６種類以上の患者に対して、 必要な研修を受けたかかりつけ薬剤師による、服用薬剤総合評価および処方医への調整提案	1,000点（令和9年6月1日から）
調剤後薬剤管理指導料		地域支援・医薬品供給対応体制加算の届出を行っている保険薬局、月1回まで	
		1）糖尿病患者、糖尿病用剤の新たな処方または投薬内容の変更	60点
		2）慢性心不全患者、心疾患による入院経験あり	60点
服薬情報等提供料１		保険医療機関からの求め、文書による情報提供、月1回まで	30点
服薬情報等提供料２		薬剤師が必要性ありと判断、文書による情報提供、月1回まで イ）保険医療機関、ロ）リフィル処方箋の調剤後、ハ）介護支援専門員	20点
服薬情報等提供料３		保険医療機関からの求め、入院予定患者、3月に1回まで	50点
在宅患者訪問薬剤管理指導料	○	在宅療養患者、医師の指示、薬学的管理指導計画	
① 単一建物患者 1人		合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が	650点
② 単一建物患者 2～9人		必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回＆月8回まで）、	320点
③ 単一建物患者 10人以上		保険薬剤師1人につき週40回まで	290点
麻薬管理指導加算		投与された麻薬の服用状況、残薬状況および保管状況について確認、必要な指導等	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている在宅患者、オンライン不可	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	450点
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料		在宅療養患者、医師の指示、状態の急変等に伴う対応　※新興感染症対応含む	
① 計画的な訪問薬剤指導に係る疾患の急変		合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者・注射による麻薬投与が	500点
② ①以外		必要な患者は原則として月8回まで）、主治医と連携する他の保険医の指示でも可	200点
麻薬管理指導加算		投与された麻薬の服用状況、残薬状況および保管状況について確認、必要な指導等	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	450点
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
夜間・休日・深夜訪問加算		末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者	夜間400点、休日600点、深夜1,000点
在宅患者緊急時等共同指導料		在宅療養患者、主治医と連携する他の保険医の指示でも可、月2回まで	700点
麻薬管理指導加算		投与された麻薬の服用状況、残薬状況および保管状況について確認、必要な指導等	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	450点
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者	150点
経管投薬支援料		初回のみ	100点
在宅移行初期管理料		在宅療養開始前の管理・指導、在宅患者訪問薬剤管理指導料等の初回に算定	230点
訪問薬剤管理医師同時指導料		単一建物診療患者／居住者１人の場合、訪問診療医との同時訪問、6月に1回まで	150点
複数名薬剤管理指導訪問料		単一建物診療患者／居住者１人の場合、当該薬局職員との複数名訪問	300点
退院時共同指導料		入院中1回（末期の悪性腫瘍の患者等は入院中2回）まで、ビデオ通話可	600点

第３節　薬剤料

項目	主な要件	点数
使用薬剤料（所定単位につき15円以下の場合）	薬剤調製料の所定単位につき	1点
〃　（所定単位につき15円を超える場合）	〃	10円又はその端数を増すごとに1点
多剤投与時の逓減措置	1処方につき7種類以上の内服薬、特別調剤基本料Ａ・Ｂの保険薬局の場合	所定点数の90/100に相当する点数

第４節　特定保険医療材料料

項目	主な要件	点数
特定保険医療材料	厚生労働大臣が定めるものを除く	材料価格を10円で除して得た点数

第５節　その他

項目	主な要件	点数
調剤ベースアップ評価料	地方厚生局への要届出、処方箋受付1回につき	4点（令和9年6月1日から 8点）
調剤物価対応料	処方箋受付時、3月に1回まで	1点（令和9年6月1日から 2点）

介護報酬（令和6年6月1日施行分）

項目	届出	主な要件、算定上限	単位数
居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費	○	《薬局の薬剤師の場合》	
① 単一建物居住者　1人		合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回＆月8回まで）	518単位
② 単一建物居住者　2～9人			379単位
③ 単一建物居住者　10人以上			342単位
④情報通信機器を用いた服薬指導			46単位
麻薬管理指導加算			100単位
医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250単位
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150単位
特別地域加算			所定単位数の15%
中山間地域等小規模事業所加算			所定単位数の10%
中山間地域等居住者サービス提供加算			所定単位数の　5%